

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年11月22日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200025号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200026号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和62年4月1日から同年5月1日に訂正し、昭和62年4月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和62年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和62年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月1日から同年5月1日まで

昭和61年4月から昭和62年4月末日までA社に勤務していたが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和62年4月1日となっており、昭和62年4月が被保険者期間となっていない。

当該事業所での勤務期間は1年1か月と記憶しており、4月末日まで在籍していたはずなので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が委託していた労働保険事務組合から提出された雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求期間当時、A社において、経理及び社会保険事務を担当していたとする者は、請求者が昭和62年4月末日まで在籍していたのであれば、同年4月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずである旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和62年3月の厚生年金保険の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社は、平成14年5月\*日に破産終結しており、事業主からは、昭和62年4月1日から同年5月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200045号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200027号

## 第1 結論

請求者のA社における平成31年4月25日の標準賞与額を150万円、令和元年10月31日の標準賞与額を11万5,000円、令和2年6月10日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成31年4月25日、令和元年10月31日及び令和2年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年4月25日、令和元年10月31日及び令和2年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成31年4月25日  
② 令和元年10月31日  
③ 令和2年6月10日

A社から支給された請求期間①、②及び③の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が保管する賞与一覧表及び給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者は、同社から、請求期間①は400万円、請求期間②は11万5,000円、請求期間③は500万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、請求期間①及び③は標準賞与額の上限となる150万円、請求期間②は11万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全ての請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年8月30日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、全ての請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。